JGAP総合規則【家畜・畜産物】に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

受付	パブリックコメント版	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対 応	公 表 版
番号	章•項目番号	灰朱 伯	问起点 疑问点	×y //ύ	章·項目番号
1-1	7.1 JGAP の審査・認証	NPO 法人	JGAP家畜・畜産物の管理点「5.アニマルウェルフェアの考え方	アニマルウェルフェアに関する審査については JGAP 家畜・畜	7.1 JGAP の審査・認証
	(3)標準審査時間	関係者	に対応した飼養管理指針」に基づくチェックリストは 50 項目に	産物 2017 の管理点 7.1 に基づいて、農場の現場審査実施に	(3)標準審査時間
			もわたるため、審査を一日数時間で行うことは難しいと思われ	先立ち、事前の自己点検を実施したうえで、自己点検を踏まえ	
			る。また、アニマルウェルフェアの改善に取り組んでいるか否	た取組み状況を確認することとしている。	
			かの確認は単日で行うことは不可能と考えられる。	このため、標準審査時間は、パブリックコメント版のままとした	
			このため、チェックリストの項目を一つずつまず一日審査をし、	し、。	
			その後抜き打ちでもう一度審査を行い、改善されたか否かに		
			よって適合・不適合を判断することを提案する。あるいは、審		
			査前の自己点検もしくは内部監査の段階でこれらのチェックリ		
			ストの項目を一つずつ確認し、審査段階で改善されたか否か		
			を判断することを提案する。		
1-2	7.2 JGAP 認証が求める基準	同上	JGAP 家畜・畜産物の管理点「5.アニマルウェルフェアの考え	ご指摘は、JGAP 家畜・畜産物 2017 の農場用管理点と適合基	7.2 JGAP 認証が求める基
	への適合性		方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応が行われている	準に関するものであるため、総合規則での対応は行っていな	準への適合性
			かについてチェックリスト(附属書 I)を活用して、飼養環境の	ιν _°	
			改善に取り組んでいる」となっているが、これについての適合・	なお、アニマルウェルフェアについては、「JGAP 家畜・畜産物	
			不適合の審査方法が明らかになっていない。申請者が提出し	2017に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応」も	
			たチェックリストを審査員が見る、あるいはヒアリングする等の	参照していただきたい。	
			方法では、論理性を欠く審査となってしまう。		
			このため、JGAP 家畜・畜産物の「5.アニマルウェルフェア」に		
			ついての審査方法に関し、次のように明確に記載することを提		
			案する。		
			・チェックリストの項目ごとに、農場の記録台帳で審査する。		
			・記録台帳では確認できない動物の取扱いについてのチェック		
			リスト項目は、農場の視察で審査する。		
1-3	7.3 審査のタイミングと条件	同上	「家畜・畜産物の生産は、ある一定の時期にしか行われない生	畜産農場における生産工程については、事前にすべての生産	7.3 審査のタイミングと条件
			産工程が存在する」ため、初回審査後の認証有効期間内に	工程を自己点検したうえで、重要な工程が存在する時点で審査	
			「維持審査」が行われるということであるが、初回審査時に確認できない生産工程があるにもかかわらず、認証を与えるの	を実施することにしている。	
			認じさない生産工程があるにもかかわらり、認証を与えるの は正しい審査と言えない。維持審査とは、認証された仕組み		
			がきちんと維持されているかを確認するものであり、初回審査		
			で行われなかった審査を行うものではないと考える。		
L		l	ここういっちゃ シに田丘でログログ このの こうだの。		

受付	パブリックコメント版	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対 応	公 表 版
番号	章·項目番号	泛来日	问起点、疑问点、以正旋来	טוו ניא	章·項目番号
			したがって、初回審査ですべての生産工程を審査する、ある		
			いは審査前の自己点検または内部監査の段階ですべての生		
			産工程を確認しておくことを提案する。		
			また、アニマルウェルフェアは、JGAP において重要な管理点		
			と位置付けられていることから、この生産工程には「5.アニマ		
			ルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づくチ		
			ェックリストの各項目を含めるものとし、それぞれの項目につ		
			いて審査することを提案する。		
1-4	7.3 審査のタイミングと条件	同上	審査のタイミングが明確にされていない。	(1一③に同じ。)	7.3 審査のタイミングと条件
			このため、生産工程に合わせて初回審査日時を設定する方が		
			効率が良いと考えられる。審査のタイミングは、その実施時期		
			が限定される「新生子豚の管理時(歯切り、断尾、去勢、個体		
			識別)」、「離乳時」、「出荷時」を提案する。		
			※出荷時は、豚の取り扱いが最も問題となるタイミングのた		
			め、チェックリスト項目「豚の取り扱い」を審査するのに最適		
			であると同時に、チェックリスト項目「豚舎等の清掃・消毒を		
			も審査できる時である。		
1-5	8.1 審査申込・日程調整	同上	申込内容にアニマルウェルフェアに関する書類が含まれてい	申込内容については、農場の名称、所在地、代表者氏名、飼	8.1 審査申込・日程調整
	(1)申込内容		ない。	養家畜の種類と頭数、農場平面図等のほか、アニマルウェル	(1)申込内容
			このため、申込内容に「アニマルウェルフェアの考え方に対応	フェアに関する基本情報として「アニマルウェルフェアの考え方	
			した飼養管理指針」に基づくチェックリストを追加することを提	に対応した飼養管理指針に基づくチェックリスト」を含めること	
			案する。 また、国内の畜産農場では、「水死」、「窒息死」、「焼却死」、	とした。	
			「放置死」等の「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総	_	
			理府告示第40号)に反する方法を殺処分方法として採用して	(その他の提案については、上記1-②に同じ。)	
			いる農場があることが明らかになっている。そのため、チェッ		
			クリスト項目「病気、事故等の措置」については、動物の殺処		
			分方法を明記させ、同指針や動物の愛護及び管理に関する法		
			律に抵触する殺処分方法を採用している農場は、その時点で		
			不適合とするのが妥当と考えられる。		
1-6	11.2 審査員補の登録要件	同上	JGAP 指導員基礎研修、JGAP 審査員研修の研修カリキュラ	JGAP 指導員、審査員および内部監査員の養成研修における	11.2 審査員補の登録要件
			ムをこれから作成するにあたり、アニマルウェルフェアに関す	カリキュラムの内容については、アニマルウェルフェアに関す	
			る事項も含まれると思うが、その内容が明らかになっていな	る事項も含め、今後、具体的に検討することにしている。	
			l'o		
			このため、研修カリキュラムについて、アニマルウェルフェアを		
			含むすべての内容を公開することを提案する。そうすることに		
			よって JGAP 認証がより客観的で信頼性の高いものになると		
			考える。		

受付	パブリックコメント版	担由北	8888 F 5788 F 767748cb	т +	公 表 版
番号	章•項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対 応	章·項目番号
1-7	12.1.2 JGAP 内部監査員の 要件	同上	①JGAP 内部監査員研修の研修カリキュラムをこれから作成するにあたり、アニマルウェルフェアに関する事項も含まれるものと思うが、その内容が明らかになっていない。このため、研修カリキュラムについて、アニマルウェルフェアを含むすべての内容を公開することを提案する。そうすることによって JGAP 認証がより客観的で信頼性の高いものになると考える。 ②アニマルウェルフェアは科学的なものであり、その判断指標には観察とともに専門知識が必要であることから「基本的な知識」ということだけで判断することは難しい。このため、次のように、その他の項目と分けて記載すべきである。 ・当該動物についての習性や生態及びアニマルウェルフェアに関する知識を保有していること。 ・家畜衛生、動物用医薬品、飼料、農薬、肥料、労働安全および環境保全に関する基本的知識を保有していること。	(上記1一⑥に同じ)	12.1.2 JGAP 内部監査員の 要件
2	11 JGAP 審査員 12 JGAP 内部監査員および JGAP 指導員 14 JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認	NPO 法人 関係者	JGAP 指導員基礎研修、JGAP 審査員研修、JGAP 内部監査 員研修の研修カリキュラムが公開されない。(研修や各種資格 の質を示す客観性が保証されない。) また、アニマルウェルフェアについての(研修内容の)要件が 明確でない。 このため、研修カリキュラムを一般に公表するべきである。 また、研修カリキュラム内には、単にアニマルウェルフェアの 基礎知識ではなく、「アニマルウェルフェアの考え方に対応し た飼養管理指針」や OIE(世界動物保健機関)の陸生動物規約 (Terrestrial Animal Health Code)の7章「Animal welfare」などを 参考にした具体的な要件を設けるべきである。	(上記1一⑥に同じ)	11 JGAP 審査員 12 JGAP 内部監査員および JGAP 指導員 14 JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認
3	_	個人	JGAP のホームページおよび JGAP 家畜・畜産物のパブリックコメント版を拝見した。 家畜・畜産物という名前で人間の食べ物になる生き物のことを考えた総合規則を作成してもらえるのだろうか?消費する側の人間ばかりを基準にしたものであれば、かなり時代遅れの意味のない規則になりかねない感じがする。人間のために食料になる動物の自由・快適さ・寂しさや嬉しさ等の感情があること・人間との触れ合い、そのようなものが求められるようになるのか? 個人的であるが、私は、現実の家畜の生活や取り扱われ	(上記1一②に同じ)	

受付	パブリックコメント版	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対 応	公表版
番号	章·項目番号	泛 条白		Xi NO	章·項目番号
			方、食肉等になるまでの過程を知り、その人間中心的な非人		
			道的な方法にぞっとして、それ以来 15 年以上現在に至るまで		
			肉や魚を食べていない。頂いた命に「いただきます。ありがと		
			う」と感謝すれば良いというきれいごとではないことが判った。		
			パブリックコメントを設けていることに日本もアメリカや欧州の		
			ように動物に対する基準を築いてくれることを期待している。		
			私は、インドに在住している。インドはベジタリアン(菜食主義)		
			という選択がしっかりある。野菜や植物の素晴らしさをインド人		
			は知っている。肉を口にする人も毎日食べることはない。		
			屋内の狭い場所に繋がれ、仲間とも交流できず、外の空気や		
			土や草を踏めない動物たちのこと。ただ自分に置き換えれば、		
			どれほど気の狂いそうなことかと、普通の人間であれば感じる		
			ことができるはずである。		
			外国のアニマルウェルフェア(動物福祉)等を参考にしてもらえ		
			ればと思う。		
			動物の取り扱いのチェック項目リスト内容等、詳細にすること		
			が必要である。JGAP のホームページからでは、そのような大		
			事な部分が明確にされていない気がするので、動物にとって		
			優しさを含んだ規制になることを願っている。		
4	7.1 JGAP の審査・認証	個人	アニマルウェルフェアの適合基準を読んだ時から感じていた	(上記1一②に同じ)	7.1 JGAP の審査・認証
			が、「チェックリストを使用して改善に取り組んでいるか否か」を		
			どのようにして審査するのかが明確になっていないのが問題		
			である。このチェックリストが一つ一つ目視等でチェックされる		
			のであれば、世界に誇れる GAP になると思うが、「申請者が		
			チェックした表を確認するだけ」等にとどまるのであれば、客観		
			性に欠ける認証となってしまう。		
			このため、審査方法を明確に記載した方が良い。アニマルウェ		
			ルフェアをきちんと審査するためには、チェックリストの項目ご		
			とに農場を視察して「改善に向けた取り組みが行われているか		
_		/m .	否か」を審査するべきである。	(157. (8).593)	
5	11.2 審査員補の登録要件	個人	研修カリキュラム作成の際に、動物福祉の内容を明確にする	(上記1一⑥に同じ)	11.2 審査員補の登録要件
			べきである。このため、研修カリキュラムの内容をすべて明確 に公開、提示する必要がある。		
6		大学	はのエンフォースメント(実現)が重要視されている。審査の実	 審査においては、「JGAP 農場用管理点と適合基準」の各管理	7.2 JGAP 認証が求める基
0	7.2 JGAP 認証が未める基準 への適合性	大子 教員		番音においては、「JOAP 展場所管理派と過点基準」の各管理 点と適合基準に基づき、審査を実施し、適合性を確認すること	準への適合性
	- ~ > 사망니 그	75只	このため、チェックリストごとに実際の状況を確認して審査する	にしている。	→ 'V/2 □IL
			ことを明記して欲しい。		

受付	パブリックコメント版	提案者	明昭上 以明上 水平恒荣	対 応	公 表 版
番号	章·項目番号		問題点・疑問点・改正提案	X) الآن	章·項目番号
7	3.用語の定義と説明	大学	①農場側の監視の届かない作業、例えば家畜の運搬等は、	① について;	3.用語の定義と説明
	(19)外部委託	教員	容易に外部委託だと判断できる。しかし、農場の経営者や作	外部委託については、「農畜産物の生産工程に関わる作業を	(19)外部委託
		(JGAP	業者と一緒に作業する場合、例えば、農場側が指示を出し	外部の事業者に委託すること」のみ定義しており、農場の管理	
	10.2.1JGAP 認証農場マーク	審査員	ながら、酪農ヘルパーと一緒に搾乳作業を行い、完全に監	下であるか否か等は判断に含まれない。	10.2.1JGAP 認証農場マーク
	(2)使用許諾範囲	▪農場	視できる状況にある場合も外部委託となるのか。これは、農	なお、本件については、今後、補完的な説明について検討した	(2)使用許諾範囲
		HACCP	産の審査で農場から意見される事例が少なからずある。	ιν _°	
		指導員)	このため、総合規則に農場の管理下にある場合においても		
			外部委託に当るかどうかの明確な記載があると農場も審査	② について;	
			員もスムーズに理解でき、審査時の不必要な議論を避ける	JGAP 総合規則【家畜・畜産物】の 10.2.2 で定義しているとお	
			ことができる。	り、と畜や生乳の殺菌等の加工工程を経た畜産物について	
			②JGAP 認証農場マークの使用許諾範囲として、『a》「認証農	は、『「認証農畜産物」を原料として使用し、加工、製造した商品	
			畜産物」およびその商品の包装資材・梱包資材』とあるが、	であることを表すマーク』である「JGAP 農畜産物使用マーク」を	
			畜産物の場合、認証範囲が出荷までとあり、商品として店頭	使用できることとしている。	
			に並ぶ際には「と畜」や「生乳の殺菌」等の加工工程を経た		
			状態となっていて、認証範囲を超えた状態となっている。		
			農産物の場合、認証範囲として認められている「仕上げ茶」、		
			「精米」については、JGAP 認証農場マークを使用すること		
			が認められているが、それ以外の加工品については、		
			JGAP 農産物使用マークの使用となる。そのため、畜産物に		
			おいても認証範囲として認められていない「と畜」、「殺菌」を		
			経たものは、JGAP 農畜産物使用マークを使用する方が		
			JGAP という一つのスキームとしての統一ができて良いの		
			ではないか。		
8	_	個人	私は動物が好きで、残酷な扱いを受けている日本の畜産動物	(上記1一①から⑦に同じ。)	
			たちの実態を知ってからベジタリアンになった。動物たちが救		
			われる規則になることを強く願っている。		
			このため、1-①から⑦までの意見に賛同する。		

以上